

普通預金規定 新旧対照表

改訂前	改訂後
この「普通預金規定」の(追加)第 10 条第 2 項(追加)、第 11 条(追加)については、個人の預金者にのみ適用させていただきます。 (中略) 6.預金の払戻し (1)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 <u>追加</u> (2)前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 (3)この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。 (4)同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。 (中略) 10.印鑑照合等 (1)払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2)(個人の預金者のみ)なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 <u>追加</u>	この「普通預金規定」の第6条第2項、第10条第2項および第3項、第11条、<u>第14条第1項但し書き</u>については、個人の預金者にのみ適用させていただきます。 (中略) 6.預金の払戻し (1)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 <u>(2)(個人の預金者のみ)前項に定める記名押印は、預金者本人による手続きの場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u> <u>(3)前 2 項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u> <u>(4)この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。</u> <u>(5)同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</u> (中略) 10.印鑑照合等 (1)払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2)(個人の預金者のみ)なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 <u>(3)(個人の預金者のみ)第6条第2項、第14条第1項に基づき届出の印章の捺印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを、当行所定の本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本</u>

(中略)

14. 解約等

- (1)この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
追加

人による請求に相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(中略)

14. 解約等

- (1)この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳を持参のうえ、当行に申出てください。ただし、当該預金口座の残高が当行所定の金額に満たない場合には、当行所定の本人確認書類を当行所定の方法で提示いただき、本人確認を行なったうえで解約できることとします。

貯蓄預金規定 新旧対照表

改訂前	改訂後
(中略) 6. 預金の払戻し (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 <u>追加</u> (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められます。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 (中略) 11. 印鑑照合等 (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 <u>追加</u> (中略) 15. 解約等 (1) この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳を持参のうえ、<u>当店</u>に申出てください。 <u>追加</u>	(中略) 6. 預金の払戻し (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 <u>(2) 前項に定める記名押印は、預金者本人による手続きの場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u> (3) 前 2 項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められます。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 (中略) 11. 印鑑照合等 (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 <u>(3) 第6条第2項、第15条第1項に基づき届出の印章の捺印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを、当行所定の本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> (中略) 15. 解約等 (1) この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳を持参のうえ、<u>当行</u>に申出てください。<u>ただし、当該預金口座の残高が当行所定の金額に満たない場合には、当行所定の本人確認書類を当行所定の方法で提示いただき、本人</u>

確認を行なったうえで解約できることとします。

納税準備預金規定 新旧対照表

改訂前	改訂後
この「納税準備預金規定」の(追加)第 11 条第 2 項(追加)、第 12 条(追加)については、個人の預金者にのみ適用させていただきます。 (中略) 6.預金の払戻し (1)この預金は、預金者(または同居の家族)の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で当行がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。 (2)この場合は当店のほか当行本支店のどこの店舗でも払戻しができます。この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに提出してください。 <u>追加</u> (3)租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当行は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当行で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。 (4)前 2 項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 (5)この預金口座から租税の自動支払をするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。 (中略) 11.印鑑照合等 (1)払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いま	この「納税準備預金規定」の第6条第3項、第 11 条第 2 項および第3項、第 12 条、第 15 条第 1 項但し書きについては、個人の預金者にのみ適用させていただきます。 (中略) 6.預金の払戻し (1)この預金は、預金者(または同居の家族)の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で当行がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。 (2)この場合は当店のほか当行本支店のどこの店舗でも払戻しができます。この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに提出してください。 <u>(3)(個人の預金者のみ)前項に定める記名押印は、預金者本人による手続きの場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u> (4)租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当行は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当行で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。 (5)前 3 項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 (6) この預金口座から租税の自動支払をするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。 (中略) 11.印鑑照合等 (1)払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いまし

したうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2)(個人の預金者のみ)なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

追加

(中略)

15. 解約等

- (1)この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

追加

したうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2)(個人の預金者のみ)なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

(3)(個人の預金者のみ)第6条第3項、第15条第1項に基づき届出の印章の捺印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを、当行所定の本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(中略)

15. 解約等

- (1)この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳を持参のうえ、当行に申出てください。ただし、当該預金口座の残高が当行所定の金額に満たない場合には、当行所定の本人確認書類を当行所定の方法で提示いただき、本人確認を行なったうえで解約できることとします。

積立型預金規定集 新旧対照表

改訂前	改訂後
積立型通知預金共通規定 (中略) 10. 預金の解約、書替継続 (中略) (2)この預金口座を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して、通帳とともに<u>当店</u>に提出してください。 追加	積立型通知預金共通規定 (中略) 10. 預金の解約、書替継続 (中略) (2)この預金口座を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して、通帳とともに<u>当行</u>に提出してください。<u>ただし、当該預金口座の残高が当行所定の金額に満たない場合には、預金者本人による手続きの場合に限り、当行所定の本人確認書類を当行所定の方法で提示いただき、本人確認を行なったうえで解約できることとします。</u>
積立型定期預金規定(うるおい) (中略) 5. 預金の解約、書替継続 (中略) (2)この預金口座を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して通帳とともに<u>当店</u>に提出してください。 追加	積立型定期預金規定(うるおい) (中略) 5. 預金の解約、書替継続 (中略) (2)この預金口座を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して通帳とともに<u>当行</u>に提出してください。<u>ただし、当該預金口座の残高が当行所定の金額に満たない場合には、預金者本人による手続きの場合に限り、当行所定の本人確認書類を当行所定の方法で提示いただき、本人確認を行なったうえで解約できることとします。</u>
積立型定期預金規定(しあわせ) (中略) 7. 預金の解約、書替継続 (中略) (2)この預金口座を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して通帳とともに<u>当店</u>に提出してください。 追加	積立型定期預金規定(しあわせ) (中略) 7. 預金の解約、書替継続 (中略) (2)この預金口座を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して通帳とともに<u>当行</u>に提出してください。<u>ただし、当該預金口座の残高が当行所定の金額に満たない場合には、預金者本人による手続きの場合に限り、当行所定の本人確認書類を当行所定の方法で提示いただき、本人確認を行なったうえで解約できることとします。</u>